

京都市告示第516号

都市公園法第2条の2の規定に基づき都市公園を次のとおり設置します。

なお、その関係図面は、京都市建設局伏見土木みどり事務所において一般の縦覧に供します。

令和5年12月28日

京都市長 門川 大作

名 称	位 置	供用開始の期日
西大路町第三公園	伏見区醍醐西大路町44番132	告示の日

(伏見土木みどり事務所)